

京都府環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

制定 令和5年3月28日 5農産第235号

改正 令和6年9月10日 6農産第813号

改正 令和7年4月25日 7農産第366号

(目的)

第1条 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）の認定について、法、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）、環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン（4環バ第161号。以下「ガイドライン」という。）及び京都府みどりの食料システム基本計画（令和5年4月1日京都府、全26市町村。以下「府基本計画」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(実施計画の作成)

第2条 実施計画の認定を受けようとする農林漁業者が作成する実施計画は、別記様式第1号又は第2号を用いるものとする。

(実施計画の申請)

第3条 実施計画の認定を受けようとする農林漁業者は、実施計画と必要な書類を添付した別記様式第3号又は第4号を知事に申請するものとする。

(実施計画の認定の審査)

第4条 知事は、申請された実施計画の認定の審査に当たっては、法第19条第5項及び法第21条第5項、基本方針、ガイドライン並びに府基本計画に即して行うものとする。

2 知事が、第1項に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を行う場合において、法第21条第17項の規定に基づき関係市町村長へ意見を聴く場合、知事は、別記様式第5号により、関係市町村に照会するものとし、関係市町村長は、別記様式第6号により回答するものとする。

3 知事が、第1項に基づき実施計画の認定を行う場合において、法第19条第6項、

法第21条第6項第1号、同項第3号又は同条第12項の規定に基づき近畿農政局長へ協議する場合、知事は、別記様式第17号、別記様式第18号又は別記様式第20号により、近畿農政局長に協議するものとする。

- 4 知事が、第1項に基づき実施計画の認定を行う場合において、法第21条第6項第2号の規定に基づき、指定市町村長へ協議する場合、知事は、別記様式第19号により、指定市町村に協議するものとする。

(実施計画の認定)

第5条 知事は、申請のあった実施計画が前条第1項の認定要件に適合すると認めた場合は、申請者に対し別記様式第7号又は第8号により認定通知書を交付するものとする。

- 2 知事が、申請のあった特定環境負荷低減事業活動実施計画について認定した場合にあっては、法第21条第18項の規定に基づき関係市町村長に対し別記様式第9号により、法第21条第19項に基づき近畿農政局長に対し別記様式第10号により、それぞれ通知するものとする。

- 3 認定通知書に記載する認定番号は別表1のとおりとする。

- 4 知事は、申請された実施計画が第1項の認定要件に適合しないと判断した場合は、認定をしない理由を別記様式第11号により申請者に通知するものとする。

(実施計画の変更)

第6条 実施計画の認定を受けた農林漁業者（以下「京都府みどり認定者」という。）が、法第20条第1項又は第22条第1項の規定に基づき当該認定にかかる実施計画を変更しようとするときは、別記様式第12号により申請することとし、規則第9条又は第14条の規定に基づき、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況を別記様式第13号により併せて報告するものとする。

- 2 実施計画の変更の認定審査に当たっては、第4条の手続きを準用する。

- 3 京都府みどり認定者が、法第20条第2項又は第22条第2項の規定に基づき認定計画の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第14号により届け出るものとする。
なお、軽微な変更は次に掲げるものとする。

(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更

(2) 環境負荷低減事業活動の実施期間の6箇月以内の変更

(3) 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について10パーセント未満の増減を伴うもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、地域の名称又は地番の変更その他環境負荷低減事業活動実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと知事が認める変更

- 4 前項の変更により認定通知書の記載内容に変更が生じた場合、知事は認定通知書を改めて交付するものとする。

(認定計画の認定の取消し)

- 第7条 知事は、認定を受けた実施計画に従って環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときには、法第20条第3項又は第22条第3項の規定に基づき、当該実施計画の認定を取り消すことができる。
- 2 知事は、認定を取り消したときは、京都府みどり認定者に別記様式第15号により通知するものとする。
 - 3 京都府みどり認定者は、災害その他の事情により環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を継続することが困難になった場合は、速やかに知事に認定の取消しを申し出るものとする。
 - 4 知事は、前項による申出があった場合は、第1項に準じて取消しを行うものとする。この場合の認定の取消しは、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号のハに該当すると考えられることから、不利益処分には当たらないと解する。

(実施状況の報告)

- 第8条 京都府みどり認定者は、実施計画の実施状況について、各計画年度の翌年度の6月30日までに別記様式第16号により、知事に報告するものとする。

(資料の提出先)

- 第9条 この要領の規定に基づき知事に提出する書類の提出先は、別表2のとおりとする。

(京都府みどり認定マークの使用)

- 第10条 京都府みどり認定者は、京都府みどり認定マーク（以下「マーク」という。）の使用をするときは、京都府みどり認定マーク使用規程（令和6年7月19日制定。以下「マーク使用規程」という。）に基づき、知事の承認を得なければならない。
- 2 知事は、第5条に基づく実施計画の認定及び前項に基づく承認を受けずにマークを使用した者について、直ちにその使用の停止を命ずるとともに、当該使用者からの実施計画の申請及びマークの使用の申請に対し認定及び承認を行わないことができる。
 - 3 第1項の承認の手続その他必要な事項は、知事がマーク使用規程に定める。

(個人情報の取扱いについて)

- 第11条 知事は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、収

集する個人情報を適切に管理する。

2 知事等は、次に掲げる場合には、収集する個人情報を利用することができる。

(1) 本事業の実施に係る事項

(2) 環境負荷低減事業活動の推進に係る事項

3 京都府みどり認定者が前2項の取扱いを同意するときはその旨を別記様式第21号により提出するものとする。

(情報の公開)

第12条 知事は、前条第3項の提出があった者について、前条第1項及び第2項で得た個人情報のうち、住所（市町村名）、氏名、認定番号、対象となる品目及び取組を京都府ホームページ等で公表することができる。

(その他)

第13条 その他必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年9月10日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月25日から適用する。

別表1 認定番号の付け方

業 種	認定番号の付し方	例 示
【環境負荷低減事業活動の場合】		
農 業	【京都乙訓地域】 京都農第（認定年度）－（番号）号 【京都乙訓地域以外】 （普及セ名）農第（認定年度）－（番号）号 ・各農業改良普及センターの名称から、農業改良普及センターを除き、記載。	京都農第令5－1号 →令和5年度 京都乙訓地域認定 1件目の場合 山城北農第令5－1号 →令和5年度 山城広域振興局長等 （山城北農業改良普及センター所長）認定 1件目の場合
畜産業	京都畜第（認定年度）－（番号）号	京都畜第令5－1号 →令和5年度 認定1件目の場合
林 業	【京都乙訓地域】 京都林第（認定年度）－（番号）号 【京都乙訓地域以外】 （振興局名）林第（認定年度）－（番号）号 ・各広域振興局の名称から、広域振興局を除き、記載。	京都林第令5－1号 →令和5年度 京都乙訓地域認定 1件目の場合 南丹林第令5－1号 →令和5年度 南丹広域振興局長等 （南丹広域振興局長）認定 1件目の場合
漁 業	京都漁第（認定年度）－（番号）号	京都漁第令5－1号 →令和5年度 認定1件目の場合
【特定環境負荷低減事業活動の場合】		
全 て	京都特環第（認定年度）－（番号）号	京都特環第令5－1号

- (備考1) 認定年度の年号は、最初の一文字を付す。
- (備考2) 番号は、年度毎に1から順に付す。
- (備考3) 変更の認定の場合は、変更前の認定番号で認定する。
- (備考4) 再認定の場合は、新たな認定番号で認定する。

別表2 提出先

【環境負荷低減事業活動実施計画関連】

(別記様式第1号、第3号、第12号、第13号、第14号、第16号、第21号)

分 野	資料提出先の部署
農 業	各農業改良普及センター
畜産業	農林水産部畜産課
林 業	各広域振興局森づくり振興課（京都乙訓地域以外） 京都林務事務所（京都乙訓地域）
漁 業	水産事務所

(備考1) 京都乙訓農業改良普及センターは、資料受取後、農産課へ進達する。

(備考2) 水産事務所は、資料受取後、水産課へ進達する。

【特定環境負荷低減事業活動実施計画関連】

(別記様式第2号、第4号、第6号、第12号、第13号、第14号、第16号、第21号)

分 野	資料提出先の部署
農 業	農林水産部農産課
畜産業	農林水産部畜産課
林 業	農林水産部林業振興課
漁 業	農林水産部水産課